

別表十六（九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》（震災特例法第18条の6第1項《準備金方式による特別償却》の規定により震災特例法の特別償却若しくは割増償却の規定を含むものとみなして適用する場合又は平成29年改正法附則第67条第3項《法人の減価償却に関する経過措置》に規定する特例被災代替資産等につき同項第3号若しくは第4号の規定によりみなして適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この記載要領において、「圧縮記帳の適用を受ける場合」及び「不足額調整割合」とは、別表十六（一）の記載要領11(4)に定める「圧縮記帳の適用を受ける場合」及び「不足額調整割合」をいいます。
- 2 特別償却の対象となる資産が繰延資産である場合には、「種類2」の欄は当該繰延資産の種類を記載し、「事業の用に供した年月5」の欄は当該繰延資産となる費用を支出した年月を記載します。この場合において、「構造、用途、設備の種類又は区分3」及び「細目4」の各欄の記載は要しません。
- 3 「当期の特別償却限度額8」の欄は、別表十六（一）から別表十六（三）まで、別表十六（五）及び別表十六（六）の「特別償却限度額」の欄の外書の金額を移記します。
- 4 当該事業年度において「前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額9」の欄に金額の記載がある減価償却資産につき圧縮記帳の適用を受ける場合には、当該減価償却資産の同欄の金額の基因となる措置法第52条の3第2項に規定する満たない金額が生じた事業年度又は同条第3項に規定する適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の適格合併等の日（同項に規定する適格合併等の日をいいます。）の属する事業年度の別表十六（九）「8」の金額に不足額調整割合を乗じて計算した金額を同欄の上段に内書として記載します。この場合において、「積立限度額10」及び「初年度特別償却の場合13」の各欄の記載に当たっては、その内書きした金額を「9」から控除して計算します。